

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十四年五月八日

内閣総理大臣 野田 佳彦

法律第三十号

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律

附 則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(郵便切手類販売所等に関する法律等の一部改正)  
第十三条 次に掲げる法律の規定中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

三 植物防疫法(昭和二十五年法律第五百一十一号)第八条第四項及び第五項

(罰則に関する経過措置)

**第四十六条** この法律(附則第一条ただし書に規定する規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第四十七条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

内閣総理大臣 野田 佳彦

総務大臣 川端 達夫

財務大臣 小川 敏夫

農林水産大臣 安住 敏彦

経済産業大臣 枝野 道彦

国土交通大臣 前田 武志

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十四年七月二十五日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二百一十号

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令

内閣は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行期日は、平成二十四年十月一日とする。

内閣総理大臣 野田 佳彦

総務大臣 川端 達夫

財務大臣 滝 安住

農林水産大臣 郡 司

経済産業大臣 枝野 幸男

国土交通大臣 羽田雄一郎